

もくじ

柴田是真の作品と記録 … P1 かつて見られた足立の郷土玩具・綿狸 … P3
はい、文化財係です②④ 本田家文書に捺されたハンコ … P4



柴田是真《豌豆蒔絵煙管筒》木製漆塗一本 明治時代
当館蔵（濱田家資料・「名家のかがやき」出展作）

足立史談

第 635 号

2021 年 1 月 15 日

足立区立郷土博物館内

足立史談編集局

〒120-0001

東京都足立区大谷田 5-20-1

TEL 03-3620-9393

FAX 03-5697-6562

柴田是真の作品と記録

加藤 ゆずか

郷土博物館では、文化遺産調査特別展「名家のかがやき―近郊郷土の美と文芸―」を開催中です。本展では、農民と武士の二側面を持つ郷土と、その縁戚にあたる家々を中心に、足立の名家のくらしと文化を紹介しています。

埼玉県杉戸町の濱田家は、掃部新田（後の千住掃部宿）の開発人でありながら、宿場役人として名字帯刀を許された石出家と深い親戚関係がある家です。

江戸時代より、油屋の屋号で木製綿繰り機「繰り台」など広く商っていた濱田家は、多くの書画骨董を所蔵していましたが、火災等により、明治以前にはその多くを失いました。その後書画骨董の蓄積に取り組み、特に明治三十年（一八九七）前後には、画家の小林習古ら数名の仲介者を通じて、膨大な数の近世美術品を求めると共に、橋本雅邦・松本楓湖・渡辺省亭・邨田丹陵など当時一流の画家たちと直接つながり、作品を依頼していたことが、書簡や領収書により明らかとなっています。

しかしながら、火災によりその多くが再び失われ、現在では一部が残されています。こうした度重なる苦難を乗り越えた濱田家の書画骨董品の中には、幕末明治期の日本画家で、漆芸の名工、柴田是真（しばた・ぜしん・一八〇七―一八九一）の漆芸

品や絵画もみられ、二〇一九年に博物館へ寄贈されました。

今回は、濱田家に伝来した美術品の作者の一人である柴田是真について、濱田家が書画骨董品の蓄積に取り組んだとみられる明治三十年頃の評価と、是真生前の制作意識が垣間見えるエピソードを、明治期のインタビュー集『唾玉集』（一九〇六刊）より紹介します。

■濱田家の是真作品 柴田是真は、江戸・両国橋町に生まれ、十一歳で蒔絵師の古満寛哉（こまかんさい）の門に入り、十六歳以降は四条派の絵師にも絵を学びました。また、和歌を香川景樹に学び、大坂の儒者である頼山陽と交流を持つなどして幅広い知見を得ていきました。明治期には万国博覧会など内外の展覧会に絵画や漆芸品を出品して賞牌を得ており、明治二十三年（一八九〇）には帝室技芸員に任命されています。

濱田家の是真作品の一つ、《豌豆蒔絵煙管筒》（えんどうまきえきせるづつ）（写真）は、木地の侘びた風情を活かした胴に、絡みつく豌豆の葉や豆莢、花が蒔絵と螺鈿で形作られ、裏には「是真」の銘が金蒔絵で入れられています。付属する革製の煙草入には、愛らしい鼠の意匠の金具があしらわれており、それに呼応するように、煙管筒にも鼠の喰い跡とみられる穴の表現が確認でき、是

真ならではの洒脱な意匠の妙が発揮されています。

また漆塗りの手法にも、是真特有の技術がみられます。煙管筒にあしらわれた豌豆の葉の部分には、炭粉に顔料を混ぜた青銅粉を蒔くことで、ブロンズの質感を表現した青銅塗という技法が用いられています。是真はこの青銅塗の他にも、青海波塗や四分一塗といった漆の「変塗り」という独自の技法を考案しています。

ユニークかつ瀟洒な意匠に加え、是真独自の技術により漆と螺鈿の加飾が施された本作は、是真漆芸品の中でも逸品といえるでしょう。

■**是真と明治三十年** 濱田家資料の中には、『豌豆蒔絵煙管筒』の他にも是真作の屏風が一点確認でき、いずれも仲介者を通して書画骨董品の蓄積に努めていた明治三十年前後に収蔵したものと推測できます。

ところで、明治三十年は是真七回忌にあたります。この年は上野の日本美術協会列品館（現上野の森美術館）にて、「是真翁七回忌追善展覧会」が行われました。

是真の絵画・漆芸の名品が百点以上、一堂に会したこの展覧会は、七月六日から十六日までの開催のところが、二十五日まで会期を延長したことが、当時の新聞記事に記されています（読売新聞朝刊・明治三十年七月二十日）。

これより、明治三十年は是真とその作品の評価が、是真七回忌を機に改めて最高潮に達し、全国に周知される時期であったことがわかります。

更に「是真翁七回忌追善展覧会」について、是真の絵画や漆芸品の新たな出展作一覽を示した記事が二点確認できます（読売新聞朝刊・明治三十年七月二十三日、同七月二十四日）。

所蔵者一覽には、日本橋区議會議員の清水米蔵、三菱財閥の実業家の莊田平五郎をはじめ、東京の酒醬油仲買商の六代目、中澤彦七や、両国橋町二丁目の双子織問屋の田邊正助、姫路の富商の今井茂兵衛などといった名前が並びます。

こうした記事からは、東京や各地の名士達のような幅広い人物が、是真作品を所蔵していたことがわかるのです。濱田家が是真作品を所蔵するの、当時の是真の確かな評価が背景にあったものと思われまます。

■**『唾玉集』エピソードより** 実際には是真の作品を求めた具体的な人物について、そしてその求めに対して

是真が苦心するエピソードが、明治期のインタビュ集『唾玉集』に掲載されているので紹介します。『唾玉集』は、編者伊原青々園、後藤宙外が、幸田露伴や森鷗外等文豪から、行司、芸者、刑事、商人と様々な人物の文楽談、芸談、苦心談を聞き出

し、まとめたものです。

是真のエピソードは、呉服商「大彦」の野口彦兵衛談「衣服の新意匠」にみられます。野口彦兵衛は、自身の意匠の創作にあたり、是真に入門して絵を学んでおり、晩年の是真の創作活動を目の当たりにしていた人物の一人であるといえます。

内容は、法学者、元老院議員、貴族院議員の津田真道（つだまみち・一八二九〜一九〇三）の妻が、黒羽二重の裾模様を染めたいが、気に入った呉服屋が見つからず、意匠に秀でた是真に頼みたいと申し出ます。ところが、是真は「我は画工である」から絹地にも描くし蒔絵もするが、着物に染める模様は困難だと言い、野口彦兵衛を紹介します。

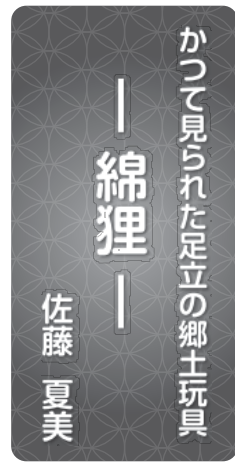
彦兵衛は是真の紹介を受け入れて意匠を考案し、決定したものを是真に見せに行きますが、是真は意匠が悪いと激怒し、近くにある太平洋糖（砂糖菓子）を手に取り、自分はこの太平洋糖をモチーフにしても立派な模様ができると言います。

自分の意匠をけなされて癪にさわった彦兵衛は、そのまま太平洋糖の模様で先方に話をつけるからと是真に意匠を依頼し、是真も考案に取り掛かりますが、思った以上に困難であったようで、結局完成までに三日ほどかかり、是真を苦しめた、というものです。

クスリと笑いを誘う話ですが、ここからは、是真の描くものが礼装・正装の黒羽二重という実用品の意匠として求められていたことがわかります。単なる鑑賞品に留まらず、実際の用途が示された上では真に意匠を依頼したことが分かる事例として、この『唾玉集』エピソードは特筆に値するといえるでしょう。また、伝聞による本書は、人物の言動に少々脚色が加えられていると推測されますが、冒頭で「我は画工である」と言い、求めに応じて幅広い制作を行う姿勢を示したところからは、是真の職人意識が見て取れます。

当時の美術品の多くは、依頼主と制作者とが直接やりとりをして生み出されてきました。濱田家も、骨董品に関しては仲介者を通していましたが、同時代の作品は、当時活躍していた画家たちと直接交渉をして注文しています。

《豌豆蒔絵煙管筒》は、濱田家が直接注文したのではなく、元々の注文主の存在等は不明ですが、『唾玉集』の是真のエピソードを鑑みれば、技術や図様の面でも独自性を持つ本作は、この作品を求めた注文主の人柄や嗜好、さらにその作品の用途に合わせたこだわりによって大きく影響を受けた可能性を有しているといえるでしょう。



【写真上】綿狸
 【写真下】販売されている様子。柱に飾られているものが綿狸（「足立風土記稿—地区編 2 西新井」）

郷土博物館では、「博物館のいっぴん」展と同時にミニ展示「ものから旅する日本 郷土玩具と絵はがき」(二〇二〇年九月二〇日〜十一月二〇日)を開催しました。区内在住の方より寄贈された郷土玩具や絵はがきからは、足立で暮らす人々の興味関心や行動範囲を読み取ることが出来ます。それらのものを通して人々が訪れた日本各地を紹介しましたが、郷土玩具の中にはすでになくなってしまうものが多くあります。その背景には、作り手などの後継者が不足していることがあげられます。足

立にも残念ながらそのような理由によってなくなってしまう郷土玩具があります。今回は足立でかつて作られていた郷土玩具、綿狸を紹介します。

■門前土産「綿狸」綿狸(わただぬき)は、綿で狸を形作ったもので、西新井大師の門前土産として、大長商店(現西新井一六一九)で売られていました。興野の人によって明治の終わり頃から作られたとされま

すが、土産物として西新井の名物になったのは大正から昭和初期にかけてだとされています。昭和六〇年頃の販売価格は八〇〇円でした。

狸の背中や頭、手足の部分は、綿を火であぶり焦がすことで茶色い色合いを出しています。菅笠を背にして手には徳利と小判を持った姿の狸を、赤・黄・緑で色付けた羽毛が先

え端に付いた笹竹に、サイコロや「交通安全」の紙札とともに吊るしてあり、店先の柱に飾られて一年中売られています。狸の大きさは手のひらに乗る大きさから三〇センチを超えるものまであります。ぽんぽことした狸のおなかのごとく、お金が貯まる縁起物として門前を訪れた人々に親しまれ、「お宝さん」や「お狸さん」と呼ばれていました。

■希少な郷土玩具 狸の形をした郷土玩具は各地にあります。綿で作られたものは珍しく、大長商店(以下「大長」という)にしかない独自の郷土玩具です。郷土玩具の収集家をはじめ、多くの人々が綿狸を求めて大長に訪れました。遠方のため大長を訪れることが困難な客からの要望もあり、代金を振り込んでもらってから品物を送ったという話からは、綿狸の希

少性とその人気うかがえます。収集家からの人気がある一方、門前を訪れる一般の方にとってはひっそりとした存在であったという記述もあります。「足立史談」第二二四号(昭和六十一年十月)によると、店先で売られていることに気付く人は少なかったとされています。

■郷土玩具の消失と今後 綿狸は作り手が亡くなられたことによりその製法が途絶えてしまいました。しばらくは在庫の販売が行われていましたが、現在は取り扱っていないため新たに入手することは非常に困難となつています。残念ながら当館にも所蔵はありません。大長では現在もだるまを中心とした張り子玩具を販売していますが、玩具を求めに訪れる人の姿は減少し、かつて店先にあつた活気は見られなくなっています。

人の手によって作られた郷土玩具はひとつひとつに違った表情があり、職人や販売者、求める者にとって愛着があるものです。しかしながら、時代の移り変わりとともにその担い手は減っており、今では手に入れることのできないものが多くあります。また、日の目を見ずにいるものもあります。地域の魅力がまった郷土玩具が失われないう、少しでも多くの方にその担い手になっていただけたら幸いです。

(当館専門員)



写真1 北条氏の虎印判
「本田家文書」
足立区立郷土博物館(寄託)



写真2 羽柴秀吉の朱印
※印文は不明
「朽木家文書」国立公文書館所蔵 近代デジタルアーカイブスより転載

脱ハンコの流れが急速に進む昨今ではありますが、今回は、郷土博物館に寄託されている戦国時代の古文書「本田家文書」(区の文化財には未登録)を通して、ハンコの歴史をご紹介します。

【本田家文書】本田氏は戦国時代に三郷市や葛飾区に居館があったと伝わる一族です。その御子孫に伝来した古文書が「本田家文書」で、戦国大名として有名な小田原北条氏の三代氏康や四代氏政が本田氏に与えた古文書が九点も伝来しています。「本田家文書」と足立区の歴史について詳しいことは本誌六一二号すでにご紹介していますので、ここでは北条氏が捺したハンコに注目したいと思います。

【北条氏のハンコ】ハンコが押された古文書を印判状(いんぱんじょう)といいます。「本田家文書」に残されている北条氏の印判状は五点で、いずれも同じハンコが捺されています(写真1)。正方形の内部に「禄寿応穩」(ろくじゅおうおん)と彫られ、正方形の上に虎が彫られているので虎印判とよばれています。二代氏綱の時から使われるようになり、天正十八年(一五九〇)に五代氏直が羽柴(豊臣)秀吉に滅ぼされるまで、およそ七十年にわたって使われました。そのため虎印判は個人印ではなく家象徴する家印であり、北条という家の権威の象徴でした。「禄寿応穩」は「禄と寿は応(まさ)に穩やかなるべし」と読み下し、領民の禄(財産)と寿(生命)を守るといふ北条氏の政治的なスローガンであるといわれています。

古文書に捺されているハンコは、たいいてい朱色(朱印)か黒色(黒印)で、虎印判は朱色です。「本田家文書」に捺された朱色の印影はよく残っています。

【印判状の特徴】虎印判が捺してある文書は、北条氏の命を受けた事務担当者が作成しました。北条氏は、「正式な命令は、必ず虎印判が捺してある文書で命ずる。万一、虎印判の捺されていない文書の場合は、一切信用してはならない。」と述べており、虎印判が捺してあるかどうか効力を証明するカギとなりました。虎印判は事務的・行政的ないわば公文書に捺されるもので、手紙などの私的な文書には捺されませんでした。一方、北条氏は個人印も持つており、例えば氏康は「武榮」と刻んだハンコを用いていましたが、個人印のため虎印判と異なり、氏康が死去すると使用されなくなりました。

【ハンコの歴史】ハンコの起源は約六千年前のメソポタミア文明と言われ、日本でも律令時代に使われるようになりました。しかし、平安末から中世にかけてはハンコよりも手書きの花押(サイン)が重視されるようになってきます。再びハンコが重視されるようになるのは戦国時代のことです。今川義元の父である氏親が用いて以降、急速に広まってきました。

【ハンコと花押】自筆の花押と比べると、ハンコはただ捺すだけなので、相手に対し尊大なものと考えられていました。そのため、相手に対し丁寧

に接する場合は花押を用いることが一般的で、例えば武田信玄は「目の病のせいで(花押を書けないので)印判を用いた」と相手にわざわざ断りを入れていました。また、自筆の花押と違ってハンコは一度に大量に捺印することができず、そのため同一内容の文書を大量に作成することもできませんでした。ハンコが登場する前は、身分の低い百姓宛てに大名が文書を出すことはほとんどありませんでしたが、相手に対し尊大な態度を示し、大量発給できるハンコを捺した印判状は百姓宛の文書として最適だったため、大名が百姓に文書を与えるようになっていきます。

ちなみに、現在、閣議決定の際に、慣例として大臣の花押が書かれますが、こちらは廃止されないそうです。また、公文書には公印が捺されますが、こちらも慣例的に公印は文字にかけて捺されます。その観点で古文書を見てみると、織田信長や秀吉の古文書もハンコを文字にかけて捺しています(写真2)。

足立区が誇る「本田家文書」はハンコの歴史を物語る大変貴重な古文書です。ハンコ文化が今後どうなっていくのかを、収蔵庫の中から見守っていることでしょう。

(文化財係学芸員 佐藤寛浩)